

ミツヒロニュース



オリンピックでの日本選手の活躍は素晴らしく、表彰式で国歌「君が代」を何度も聞くことができました。「君が代」は世界一古い歌詞の世界一短い国歌とされています。「古今和歌集」の詠み人知らずの和歌が初出とされ、今から1,100年もの昔、平安時代に生きたある人物が恋しい人に「いつまでも長生きしてくださいね。」と歌ったラブレター。「君が代」は大らかで和やかな人類愛、地球愛、宇宙愛を込めた究極のラブレターともいえます。これからも大切にしたいと思います。光廣 昌史

今月のトピック

- ◇電子取引データの保存方法
- ◇キャッシュレス決済における決済手数料の消費税の取り扱い
- ◇年休の取得義務化と時季指定
- ◇今月のお勧めセミナー
第3回 税務・会計セミナー
「上手な税務調査の受け方」
- ◇あとがき
「デジタル庁発足！」



電子取引データの保存方法

令和3年度の税制改正において、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（電子帳簿保存法）」の改正等が行われました。これに伴い令和4年1月1日から変わる、電子メール経由で收受した請求書等のデータ保存のしかたについて、国税庁から公表されている資料（※）を参考に確認しま

1. 電子取引とは

(1) 書類の保存義務

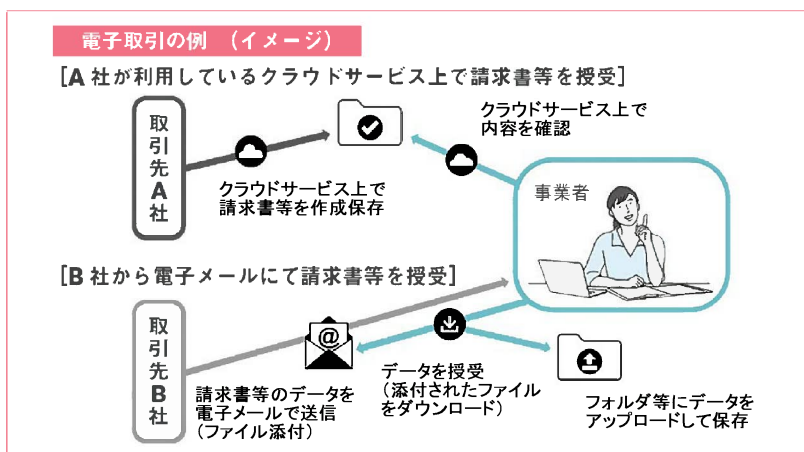
所得税法及び法人税法では、取引に関して相手方から受け取った注文書、領収書等や相手方に交付したこれらの書類の写しの保存義務が定められています。

(2) 電子取引とは

電子取引とは、上記(1)と同様の取引情報（書類に通常記載される日付、取引先、金額等の情報）の授受を、電磁的方式により行う取引をいいます。具体的には下図の他、次のデータの授受も電子取引に該当します。

- インターネットのホームページからダウンロードした請求書等のデータ
- クレジットカードの利用明細データ、交通系ICカードによる支払データ
- EDIシステムを利用したデータ
- ペーパーレス化されたFAX機能を持つ複合機を利用したデータ
- DVD等の記録媒体を介した請求書等のデータ

(1)の保存義務者がこの電子取引を行った場合には、その取引情報を電磁的記録により保存しなければなりません。これまでは、書面に印字して保存する方法も認められていましたが、来年1月1日以後に行う電子取引の取引情報から認められず、必ず次ページ(3)の要件を満たしたデータ保存が求められます。



（次頁へつづく）

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

http://www.office-m.co.jp/ Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

(3) 電磁的記録の保存等を行う場合の要件

電子取引の取引情報を電磁的記録により保存等するに当たっては、真実性や可視性を確保するための要件を満たす必要があります。具体的には以下の要件となります。

- 電子計算機処理システムの概要を記載した書類の備付け（自社開発のプログラムを使用する場合限定）
- 見読可能装置の備付け等
- 検索機能の確保
- 次のいずれかの措置を行う
 - ① タイムスタンプが付された後の授受
 - ② 原則、速やかにタイムスタンプを付す
 - ③ データの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステム又は訂正削除ができないシステムを利用
 - ④ 訂正削除の防止に関する事務処理規程の備付け

国税庁の資料（※）より、要件を満たすための具体的な保存方法の一例をご紹介します。

Q.

妻と2人で事業を営んでいる個人事業主です。

取引の相手方から電子メールにPDFの請求書が添付されて送付されてきました。一般的なパソコンを使用しており、プリンタも持っていますが、特別な請求書等保存ソフトは使用していません。どのように保存しておけばよいですか。

A.

例えば、以下のような方法で保存すれば要件を満たしていることとなります。

1. 請求書データ（PDF）のファイル名に、規則性をもって内容を表示する。
例）2022年（令和4年）10月31日に株式会社国税商事から受領した110,000円の請求書
⇒「20221031_（株）国税商事_110,000」
2. 「取引の相手先」や「各月」など任意のフォルダに格納して保存する。
3. 一定の事務処理規程を作成し備え付ける。

- 税務調査の際に、税務職員からダウンロードの求めがあった場合には、上記のデータを提出すること
- 判定期間に係る基準期間の売上高が1,000万円以下であり、上記のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、上記1の設定は不要
- 上記1の代わりに索引簿を作成し、索引簿を使用してデータを検索する方法によることも可能

なお、事務処理規程や索引簿は、国税庁のサイトからひな型をダウンロードすることができます。

2. データ保存の際の留意点

(1) 取引先 A 社利用のクラウドサービスを 用いた請求書等の授受

訂正削除の記録が残るシステム又は訂正削除ができないシステムが具備されたクラウドサービスを利用していれば問題ありませんが、例えばクラウド上で一時的に保存されたデータをダウンロードして保存するようなシステムの場合には、下記（2）と同様の点に留意する必要があります。

(2) 取引先 B 社からの電子メールによる請求書等の授受

データは、例示の他、ハードディスク、コンパクトディスク、DVD、磁気テープ、クラウド（ストレージ）サービス等に記録・保存します。この場合、当該データに一定のタイムスタンプが付与されていないときは受領者側でタイムスタンプを付与するか、一定の事務処理規程に基づく適切なデータ管理が求められます。また、対象となるデータは、原則、検索可能な状態での保存が求められる点にもご留意ください。なお、添付ファイルによる電子メールでの授受は、当該添付ファイルのみの保存で問題ありません。



資料（※）国税庁 HP「電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】」

https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikashaku/sonota/jirei/pdf/0021006-031_03.pdf ほか

キャッシュレス決済における 決済手数料の消費税の取り扱い

経済産業省は、令和7年までに紙幣・硬貨を使用しないキャッシュレス決済を40%まで引き上げようとしていますが、クレジットカードや電子マネー（交通系IC、LINE Pay等）などのキャッシュレス決済において、店舗が決済事業者を支払う手数料の消費税の取扱いには注意が必要です。

消費税法や消費税基本通達によると、売掛金その他の金銭債権の譲渡は非課税とされています。

これにしたがい、クレジットカードによる決済は、店舗側が消費者に対して代金を請求できる権利（金銭債権）を信販会社に譲渡し、その譲渡代金を受けるとする金銭債権の譲渡であると考えられているため、クレジットカードの決済手数料は非課税となります。

IDやQUICKPAYなども上記に該当するため、この時にかかる決済手数料の消費税は非課税となります。

しかし、交通系ICやLINE Payなど事前にお金をチャージするタイプの決済に係る電子マネーの手数料は課税となりますので、該当される方はご注意ください。

上記はあくまで現金を電子マネーに変えただけで、商品を購入した際は現金での購入と同じため、交通系ICなどで支払を受けた時点では、現金をもらったのと同じ扱いになることから、店舗側には消費者に対する金銭債権自体が発生しないこととなります。

店舗側は消費者に対する金銭債権が発生しないので、クレジットカードのように金銭債権を譲渡して代金をもらうことはできませんが、その代わりに新しく信販会社に請求できる権利を取得します。

その請求に対して支払いが行われ、その際に発生する手数料という考え方となるので課税され、店舗が決済代行事業者に対して負担する手数料は、決済代行に係る役務の提供の対価として課税されます。

なお、クレジットカードであっても決済代行会社が間に入っている場合は、システム利用料の名目となり課税される場合もありますので、詳細は契約内容をご確認ください。

キャッシュレス決済において、店舗が決済事業者を支払う手数料の消費税の取扱いは、その決済手数料が「金銭債権の譲渡によるものかどうか」で実質的に判断することとなりますので、該当される方はご注意ください。

（注意）

上記の記載内容は、令和3年7月12日現在の情報に基づいて記載しています。

今後の動向によっては、税制、関係法令等、税務の取扱い等が変わる可能性が十分ありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。





年休の取得義務化と時季指定

◆よくある相談事例

①時季の指定と実際の取得

Q 1. 年 5 日の年休の時季指定をしたが、年 5 日以上取得できない従業員がいた場合、法違反に問われますか。

A 1. 会社の時季指定による年休の付与は、会社が 5 日分の年休の時季を指定しただけでは足りず、実際に基準日から 1 年以内に 5 日取得させていなければ法違反として取り扱われます。

労働基準監督署からは是正に向けての指導を受けるほか、場合によっては、罰則の適用を受けて処罰される可能性もあるため、確実に年 5 日は取得させることができるよう、チェック体制を確立することが求められます。

②年の途中で退職する従業員

Q 2. 基準日からの 1 年間に休業期間がある従業員や、途中で退職する従業員についても、年 5 日の年休を取得させる必要がありますか。

A 2. Q 2 にあるような従業員についても、年 5 日の年休を取得させる必要があります。ただし、基準日から 1 年間継続して休業している場合や、基準日から 5 日以内に退職する場合など、会社の義務の履行が不可能な場合についてまで法違反を問うものではありません。

③時季指定する年休の単位

Q 3. 会社が年休の時季指定をする場合に、半日単位での年休としてもよいですか。

A 3. 時季指定に当たって、従業員の意見を聞いた際に、半日単位での年休の取得の希望があった場合には、半日単位で取得することとしても差し支えありません。なお、時間単位で取得した年休は、時季指定する 5 日から控除できず、時季指定もできません。

◆時季指定を行う際の注意点

年休の取得時季を指定する場合、従業員数 10 人以上の事業場では根拠となる条文を、就業規則に定める必要があります。この場合、少なくとも時季指定の対象となる従業員の範囲、時季指定の方法の 2 点は記載が必要です。

年休が付与される基準日に合わせて時季指定をすることや、1 年の途中で取得した日数を確認して従業員に自らの取得を促したりすることで、年の終わりに取得が進んでいないというような事態を避けることができます。計画的に年休の取得を進めていきましょう。

参考文献： ■My Komon ■ゆりかご倶楽部



今月のお勧めセミナー

第 3 回 税務・会計セミナー 「上手な税務調査の受け方」

今回のセミナーでは、①税務調査の基礎知識 ②税務調査の実際 ③調査官は「何を考え、何を調査するか」などの項目を盛り込み、元税務署長の 上杉 浩之 氏 を講師に迎え、現場経験者の視点から実務に役立つ話をして頂きます。是非ご参加ください。

新型コロナウイルス感染症の影響で延期した
第 3 回のテーマ・内容を開催します。

あしがき 和田です。デジタル庁が発足されました。菅総理肝いりのデジタル庁ですが、総理が退陣されるので、数年後に消えてなくなっていないか心配です。デジタルとの親和性が極めて高いため、その恩恵を顕著に受けるのは経理などの会計分野ではないかと思っています。恩恵を受けるということは、私たちからすると仕事の一部が奪われることと同義ではあるのですが、好む好まざるに関わらず世の中の流れがそのようになっていくと思われますので、柔軟に対応していけたらと思います。

デジタル庁

【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史



株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町 5 番 20 号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <http://www.office-m.co.jp/>

Buzip+広島

動画による
ニュース解説配信中!

